

3 自治会要望の方法について（目次）

No.	名称	提出期限	掲載 ページ	担当課
1	自治会要望	要望書提出課に直接ご 相談ください	83	
2	交通規制等に係る自治会要望	5月31日まで	85	土木課 Tel576-4545
3	土木課所管施設の地元要望	5月31日まで	87	土木課 Tel576-4545

いつでもご相談を受け付けています

制 度 名	自治会要望
制 度 概 要	自治会としての要望がある場合には、要望書を要望内容の担当課に直接ご提出ください。 提出先がご不明な場合は、市民課で調べご案内いたします。 なお、市では対応いたしかねる場合は、要望書を取り下げただけの場合がございます。 回答につきましては、各部署より自治会長へ文書で報告いたします。
提 出 書 類	・自治会要望書（様式は 84 ページ） ・その他説明に必要な資料
備 考	
提出先及び 問 合 せ 先	提出先：要望内容の担当課へ直接提出 問合せ先：市民課 協働共生係（市役所 1 階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

令和 7 年度 自治会要望書

優先順位

湖西市長 宛

提出日

年

月

日

自治会	自治会 会長名 
町内会	町内会 会長名 
要望内容	(事業の目的と助成を必要とする理由、事業効果)
場所 (地番)	要望箇所付近地図 (地番、目標物等をご記入ください)
担当課	処理連絡欄

※要望内容は、担当課に直接ご説明ください。

※要望順位は、担当課ごとに記入してください。

制 度 名	交通規制等に係る自治会要望
制 度 概 要	交通規制（信号機・横断歩道・一旦停止等）の新設及び修繕に関しては、すべて静岡県公安委員会で決定しますが、要望書は、市役所土木課で取りまとめて、湖西警察署の交通課へ提出します。 規制の要望は、警察が朝・昼・夜・晴天・雨天・平日・休日等の交通量調査等を行い、その結果を基に書類審査及び実地調査を行った上で、本当に必要なものかどうかを判断し決定するため、各自治会で十分内容を吟味し、要望書を提出してください。 湖西警察署が県警本部へ上申する際には、なぜ規制が必要なのか、規制しない状況で何が危険なのか等、自治会から提出される具体的な理由を重視しますので、必ず要望する理由を記入してください。 要望書の様式は、通常の自治会要望書を使用してください。
提 出 書 類	・自治会要望書 ・その他説明に必要な資料
備 考	5月31日までに提出
提出先及び 問 合 せ 先	土木課 管理・用地係（市役所2階西側） TEL 053-576-4545 FAX 053-576-1897

いつでもご相談を受け付けています

制 度 名	土木課所管施設の地元要望について
制 度 概 要	土木課が所管している施設（道路・河川・公園・カーブミラー）に対する地元要望は、各自治会で優先順位を決めて、５月３１日までに提出願います。 （別紙参照） 道路の穴ぼこやカーブミラーの破損など急を要するものは、湖西市 LINE「道路異状通報」でも受け付けています。
提 出 書 類	・自治会要望書 ・その他説明に必要な資料
備 考	５月３１日までに提出
提出先及び 問 合 せ 先	土木課 工務係（市役所２階西側） TEL 053-576-4547 FAX 053-576-1897

◎地元要望事業について（土木課分）

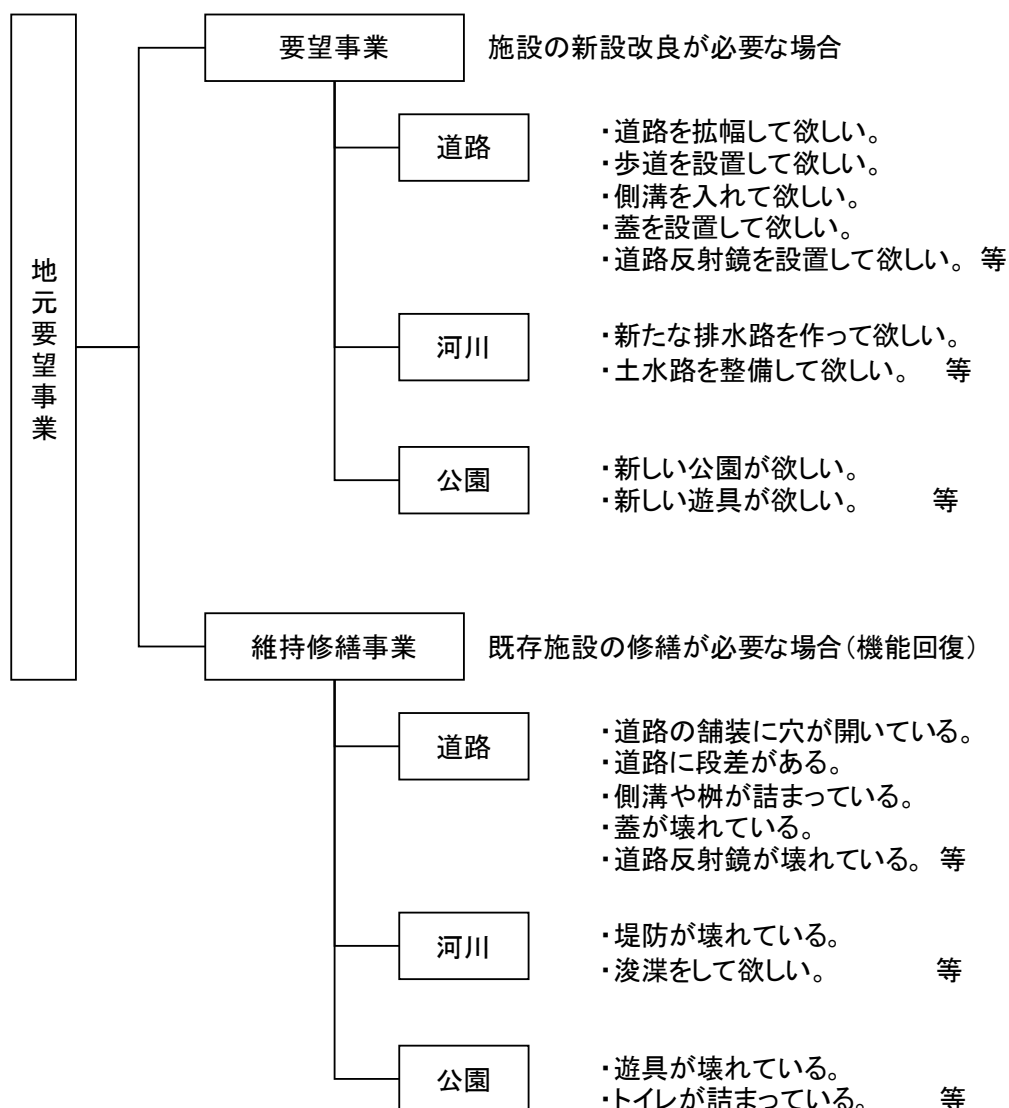
1 地元要望事業とは

土木課が所管している道路、河川及び公園等に対する地域の要望につきましては、地元要望事業として取り扱っています。

寄せられた要望につきましては、全ての現場確認をした上で、それぞれの緊急性や必要性、地域バランスなどを考慮し、当該年度の予算の範囲内において実施箇所を決め、事業を実施してまいります。

2 地元要望の取り扱い

提出される地元要望は、次のように区分されます。



3 要望事業の優先順位の考え方

提出された要望事業は、維持修繕事業と要望事業に区分し、優先順位を検討しますが、原則として緊急性のある維持修繕事業を優先させていただきます。

◆優先順位の視点◆

○必要性や緊急性の優劣（緊急性）

人命に関わるような危険度、施設破壊の緊急度、生活の利便性や快適性などの視点から、修繕の必要性や緊急性を検討します。

○施設の利用状況（公共性）

利用や利害の状況を、不特定多数の場合・特定多数の場合・利用者が限定される場合などの視点から検討します。

○地域の協力体制（協力性）

関係者の理解度や用地の協力など、地域の協力体制などの観点から、事業実施の可能性を検討します。

○事業費の検討

事業の規模や延長、用地補償の必要性などから、必要な事業費を検討します。

4 地元要望書提出の注意点

- (1) 地域ごとの要望書の優先順位は、それぞれの地域で決めていただきますが、上記の優先順位の考え方も参考にしてください。なお、市としての優先順位の決定についても、上記の視点にたち市全体を総合的に判断して決定させていただきます。
- (2) 事業を速やかに実施するため、要望を提出される場合には、あらかじめ関係される皆様のご理解を得ておいてください。
- (3) 道路反射鏡（カーブミラー）の設置箇所については、「公道と公道」の交差する箇所となります。駐車場・私道からの個人の出入りに関しては、市での設置はできません。また、一旦停止等の交通規制がある場合、運転席ではなく車両の先端が停止線手前で一時停止することを前提とします。なお、私有地への設置については、あらかじめ土地所有者の同意を得た上で、要望書をご提出ください。
- (3) 緊急的な維持修繕の要望は、その都度提出して頂いても構いません。

皆様の全てのご要望にお答えすることは、なかなか困難ですが、市民の皆様が安心して生活していただける施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【連絡先】 湖西市都市整備部土木課工務係 576-4547

令和 7 年度 自治会要望書

優先順位 _____

湖西市長 宛

自治会	自治会 会長名 印 ㊞		
町内会	町内会 会長名 印 ㊞		
要望内容	(事業の目的と助成を必要とする理由、事業効果)		
場所 (地番)	要望箇所付近地図 (地番、目標物等をご記入ください)		
担当課	処理連絡欄		

※要望内容は担当課に直接ご説明下さい。

※道路反射鏡 (カーブミラー) にかかる要望事項も、本書式にてご提出ください。